

## 正誤表

### 1 修正（富山市角川介護予防センター管理業務仕様書）

誤	正
<p><b>1 施設管理業務に関する事項</b></p> <p>（省略）</p> <p>(4) 使用承認及び使用料の取扱い</p> <p>角川介護予防センターで実施する基本事業として、一般利用とQOLツアーを実施する。QOLツアーは、「QOLツアー体験型」と「QOLツアー3ヶ月コース」の2種類を実施する。参加する者は、事前に利用申請（健康調査用紙）を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、利用料金については、条例で定める額を超えない範囲において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。</p>	<p><b>1 施設管理業務に関する事項</b></p> <p>（省略）</p> <p>(4) 使用承認及び使用料の取扱い</p> <p>角川介護予防センターで実施する基本事業として、QOLツアー及び一般利用事業を実施する。</p> <p>QOLツアーは、仕様別紙1「QOLツアー要領」のとおりとする。また、一般利用事業は、仕様別紙3「一般利用事業実施要領」のとおりとする。</p> <p>QOLツアー及び一般利用事業の利用希望者は、事前に利用申請を行い、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、利用料金については、条例で定める額を超えない範囲において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。</p>

### 2 追加

「一般利用事業実施要領」を追加する。